

# “個人情報保護法改正”への対応

平成29年5月30日から、件数に関わりなく、個人情報を取り扱う全ての事業者に個人情報保護法が適用されるようになります。  
 今までは取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者は規制の対象外でしたが、この制度が廃止され、個人情報の取扱いがより厳しくなってきます。  
 このセミナーでは、今回の法改正をふまえて、企業としての対応方法を具体的に解説していきます。

セミナー名	開催日時 及び セミナー内容
<b>個人情報保護法改正への対応</b> 	<b>◆4月13日(木) 午後2時00分～3時30分</b>
	①個人情報保護法改正の背景 ②改正内容の概略 ③個人情報の定義の明確化 ④マイナンバーとの関連 ⑤事業者が守るべきルール・対応方法

- ◆担当講師：社会保険労務士法人アンカー  
 代表社員 山本 亨 氏（上級個人情報保護士・特定社会保険労務士）
- ◆参加費：1講座1人当たり 3,000円（消費税・テキスト代込み・費用当日徴収）
- ◆会場：市民交流センター えんぱーく4階 塩尻商工会議所 会議室  
※駐車場はえんぱーく向かい市営駐車場を御利用ください。（3時間無料）
- ◆申込方法：FAXまたは電話にてお申し込みください。
- ◆応募者多数の場合、会場が変更になる場合があります。予めご了承ください。
- ◆お問合せ：塩尻商工会議所中小企業相談所／電話（0263）52-0258

労務管理セミナー参加申込書		<b>FAX: (0263) 51-1388</b>
講座名	参加者氏名①	参加者氏名②
4/13(木) 個人情報保護法改正		
住所 事業所名 電話番号	〒   TEL ( )	

◎ご記入頂きました情報は、商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの連絡・情報提供のために利用する場合があります。